

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第三条第一項（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第四条第一項第二号（他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）、第十三条若しくは第十六条第一項の規定のいずれかに違反する行為又は同法第二十四条の七の罪に当たる違法な行為</p> <p>九・十（略）</p> <p>十一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第十二条第一項（譲渡、交付若しくは所持又は他人に対する施用に係る部分に限る。）、第二十四条第一項若しくは第三項から第十項まで、第二十五条、第二十七条（同条第一項、第三項又は第四項中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）、第二十八条第一項若しくは第三項、第五十条の十六若しくは第五十条の十七の規定のいずれかに違反する行為又は同法第六十八条の二若しくは第六十九条の五の罪のいずれかに当たる違法な行為</p> <p>十二〜十六（略）</p>	<p>（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第三条第一項（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第四条第一項第二号（他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）、第十三条又は第十六条第一項の規定のいずれかに違反する行為</p> <p>九・十（略）</p> <p>十一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第十二条第一項（譲渡、交付若しくは所持又は他人に対する施用に係る部分に限る。）、第二十四条第一項若しくは第三項から第十項まで、第二十五条、第二十七条（同条第一項、第三項又は第四項中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）、若しくは第二十八条第一項若しくは第三項の規定のいずれかに違反する行為又は同法第六十八条の二の罪に当たる違法な行為</p> <p>十二〜十六（略）</p>

十七 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条又は第三十三条第二号の罪のいずれかに当たる違法な行為

（店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限に関する条例の基準）

第十三条の四 法第三十一条の十三第一項において読み替えて準用する法第二十八条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第三十一条の十三第一項において読み替えて準用する法第二十八条第四項の制限は、営業を営んではならない時間を指定して行うこと。
- 二 営業を営んではならない時間の指定は、性風俗に関し、深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある場合に、必要に応じ地域を指定して、行うこと。

（法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為）

第十三条の五 法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為は、第十三条各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる行為とする。

（法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為）

第十三条の六 法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為は、第十三条各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる行為とする。

（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為）

第十五条の二 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一～八（略）

（法第三十五条の三第二項の政令で定める重大な不正行為）

第十五条の二 法第三十五条の三第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一～八（略）

